

# にせ税務職員などにご注意ください！

埼玉県内において税務職員を装い、現金を持ち去るなどの事件が発生しておりますのでご注意ください。

納税者の皆様がこのような被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

- 1 税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書（顔写真ちょう付）を携帯しています。また、徴収担当の職員が滞納整理を行う場合は、徴収職員証票と身分証明書（顔写真ちょう付）を携帯しています。身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。
- 2 通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金その他財産を差し押さえることはありません。
- 3 徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には、必ず領収証書を交付しています。
- 4 通常、税務調査を土日などの休日や早朝・深夜から開始することはありません。

不審な点があるときは、下記までお問い合わせください。

## 【問合せ先】

国税局納税者支援調整官

TEL048-600-3111(国税局代表)

佐久税務署総務課

TEL0267-67-3460(佐久税務署代表)

(自動音声でご案内します。)